



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

T 320-0043
宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.116
11月号

令和3年度災害廃棄物処理に係る支援要請伝達訓練を実施

栃木県と災害廃棄物等の処理応援協定を締結している3団体（公益社団法人栃木県産業資源循環協会、一般社団法人栃木県環境美化協会、栃木県環境整備事業協同組合）、栃木県及び県内各市町は、次のとおり災害廃棄物処理に係る支援要請伝達訓練を実施しました。

伝達訓練は、あらかじめ県が被害を想定し、優先順位を決めて災害廃棄物の運搬車両や仮置き場の重機の手配などについて、メールや電話を使用して行われました。

メールが送れない等課題も見つかり、今後に役立つ有意義な伝達訓練になりました。

1 目的

全国で大規模災害が頻発する中、災害廃棄物処理に係る関係者一同が、栃木県災害廃棄物等処理実施要領に基づき、平時から同廃棄物の発生状況報告及び関係団体への支援要請手順を確認することで、災害時における対応力の向上を図る。

2 実施日時

- 実施日時は以下のとおり（市町、関係団体と調整の上、決定）
- 各市町をエリア毎（県南、県央、県北）に3回に分けて実施

3 参加機関

	1回目（10／20PM）	2回目（10／27PM）	3回目（11／2 PM）
市町	<u>県南[7市町]</u> 足利市、佐野市、栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町 (県南、小山事務所管内)	<u>県北[9市町]</u> 大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那珂川町、塩谷町、高根沢町、那須町 (県北事務所管内)	<u>県央[9市町]</u> 宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 (県西、県東事務所管内)
関係団体	栃木県産業資源循環協会・栃木県環境美化協会・栃木県環境整備事業協同組合		
県	資源循環推進課		

4 実施場所

各参加機関の執務室等

5 訓練内容

被災想定を設け、災害廃棄物の発生状況の報告等と関係団体への支援要請について、伝達訓練を行うことで実際の手順を体感する。

(1) 想定、付与内容

- 水害を想定し、市町毎に異なる被害想定及び要請内容を付与

(2) 参加機関作業

【市町】・被災状況を規定の様式により、メール、電話で県に報告
・要請内容を規定の様式により、メール、電話で関係団体に説明

【県】・各市町の被災状況を勘案し、広域調整により応援順位を決定
・応援順位をメールにより市町、関係団体と情報共有

【関係団体】

- 市町の被災状況、応援順位を基に斡旋団体を決定
- 斡旋団体の決定を各団体の支部から、メール、電話により各市町に報告

実務者研修会及びトップセミナーの開催について

産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項や産業廃棄物処理業界の動向等について研修会を開催いたします。今年度は2部構成で行い、1部は実務担当者を対象として実務に必要な委託契約書、マニフェスト等の基礎知識についての重要なポイントを学ぶほか、2部は経営者を対象として、2022年4月に施行予定している「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要や廃棄物処理法との関わり等について解説したいと思います。

参加を希望される方は、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

1. 日 時 令和3（2021）年12月10日（金）
第1部【実務者研修会】 13：30～14：50
第2部【トップセミナー】 15：00～16：30
2. 場 所 栃木県総合文化センター 特別会議室（3F）
宇都宮市本町1-8 TEL028-643-1000
3. 内 容 第1部【実務研修会】 廃棄物処理法の基礎知識、物の区分について
第2部【トップセミナー】 プラ新法の概要～廃棄物処理法の特例に視点～
4. 講 師 BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明 氏
5. 定 員 80名
6. 受講料 (公社)栃木県産業資源循環協会 会員 無料
(公社)栃木県産業資源循環協会 非会員 3,000円

排出事業者における産業廃棄物の適正処理及び排出抑制に関する講習会について ～排出事業者・多量排出事業者に期待される責任と役割とは～

廃棄物処理法では、排出事業者に対して、大きな責務を課すとともに、廃棄物の排出抑制に努めることを求めています。産業廃棄物の処分にあたっては、法令に従い適切に対応することはもちろん、環境負荷低減のために廃棄物ができるだけ発生させないことが重要です。そこで、主として県内の産業廃棄物排出事業者・多量排出事業者の皆様を対象として、産業廃棄物の排出抑制や適正処理に関する講習会を開催します。

参加を希望される方は、公益財団法人栃木県環境保全公社までお問い合わせください。
TEL028-622-7654

1. 開催日時及び会場等
 - (1) 日時 令和3（2021）年11月30日（火）14：00～（13：30受付開始）
 - (2) 場所 栃木県教育会館（大ホール） 宇都宮市駒生1-1-6
 - (3) 定員 500名
2. 講習内容
 - (1) 第1部（産業廃棄物排出事業者向け講習会） 14：00～15：15
「経営管理としての事業者責任の果たし方」
 - (2) 第2部（産業廃棄物多量排出事業者向け講習会） 15：30～16：30
「経営戦略としての3R推進活動－実践例に学ぶ－」
- 【第1部・第2部講師】
(一財)日本環境衛生センター 東日本支局環境事業本部 特別参事 村岡 良介 氏
3. 主催者等
【主催】栃木県、宇都宮市、(公財)栃木県環境保全公社
【後援】(一社)栃木県解体工事業協会、(一社)栃木県建設業協会、
(一社)栃木県産業環境管理協会、(公社)栃木県産業資源循環協会、
(一社)栃木県造園建設業協会

～会社訪問～

《会社訪問》

今回は、青年部から荒井副部長の(有)ティアイコレクションと小林副部長の(株)リ・プラを訪問しました。

1 会社概要

会社名：有限会社ティアイコレクション

代表取締役 荒井 知秀

住 所：栃木県宇都宮市新里町丁 1123-1

TEL 028-665-7110 FAX 028-665-7112

創 業：平成 4 年、従業員 30 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○産業廃棄物収集運搬業（積み替えを除く）：栃木県 許可番号 00900008401

・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん

○産業廃棄物処分業 中間処理（破碎）：宇都宮市 許可番号 08420008401

・廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

《主な認定・認証取得》

・エコアクション 21 認証取得

3 施設概要

平成 4 年、産業廃棄物処理業者として(有)ティアイコレクション(tomohides' industry' collection)設立。

平成 10 年に宇都宮市産業廃棄物処分業許可を取得。

グループ企業 (有)さくら通商（収集運搬）、(株)アースエンタープライズ（中間処理）、(有)エービーシー化成（製造業）、(有)大和環境開発（中間処理）

4 会社からひと言

人類等の進化により様々な産業廃棄物が排出される中、温暖化、最終処分場の減少等、大変難しい時代に突入しておりますが、自然や未来の子供たちのために産業廃棄物処理業（適正処理）を通じて人、または地球を守っていきたいと思います。



～会社訪問～

1 会社概要

会社名：株式会社リ・プラ 代表取締役 小林 正幸

住 所：栃木県宇都宮市平出町 110-6 TEL 028-662-8232 FAX 028-662-8821

創 業：2005 年（平成 17 年）、従業員 23 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○収集運搬業

栃木県許可番号 00900061965、東京都許可番号 13000061965、埼玉県許可番号 01100061965、

茨城県許可番号 00801061965、群馬県許可番号 01000061965

- ・汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

○特別管理産業廃棄物収集運搬業

栃木県許可番号 00950061965、群馬県許可番号 01050061965、茨城県許可番号 00851061965、

東京都許可番号 1350061965、神奈川県許可番号 01450061965、福島県許可番号 00757061965、

千葉県許可番号 01250061965、秋田県許可番号 00551061965、宮城県許可番号 00450061965、

埼玉県許可番号 01150061965

- ・廃油、廃酸、廃アルカリ、特定有害産業廃棄物（廃 PCB 等及び PCB 汚染物）

《一般廃棄物処理業》

○一般廃棄物収集運搬業

- ・宇都宮市許可 第 29 号（ごみ）

《主な認定・認証取得》

- ・ISO14001 認証取得

3 施設概要

平成 17 年に設立。平成 19 年に有限会社野崎商店を M&A し、現在のリ・プラとなりました。現在は、設立開始時からのプラスチックのリサイクルに加え、古紙、金属類、リユース品なども品目に加えて有価買取を中心に事業を行っております。また、廃棄物では PCB 処分運搬に積極的に参入。その他廃棄物以外の運送も手掛けております。



4 会社からひと言

弊社では、総合リサイクル会社としてすべての廃棄物の有効利用を推進し、サステイナブルな社会形成の一役を担います。また社内では「日本一一生涯楽しく働く会社」を掲げ、スタッフが活き活きと働くことで、更なるお客様へのサービス向上を目指します。

○このコーナーは、理事から会員皆様にバトンタッチしてゆきたいと思います。

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



このシリーズもあつという間に2年目に突入。さて、前回の宿題は改善命令でしたね。

宿題Q、次のうち、法第19条の3の改善命令の対象とならないものはどれか

- (1) 排出事業者の工場の敷地内に収集運搬業者に引き渡すために保管してある産業廃棄物が飛散流出したとき
- (2) 産業廃棄物収集運搬業者の積替保管施設の囲いがこわれたとき
- (3) 産業廃棄物処分業者の破碎施設からがれき類が飛散流出したとき
- (4) 専ら再生利用業者の積替保管場所から汚水が発生したとき
- (5) 解体業者が自社の産業廃棄物運搬車両に「産業廃棄物収集運搬車」の表示をしていないとき

【解説】

法第19条の3の改善命令は、事業者、産業廃棄物収集運搬業者や処分業者などの保管基準や処理基準が適用される者に対して、処理基準に適合しない処理が行われた場合に、期限を定めて廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずるものである。この命令は形式的な保管基準や処理基準違反に対する命令であるので、命令の対象となるのはこれら基準が適用されるものである。保管基準の適用は法第12条第2項の事業者の工場内での保管、処理基準の適用については法第12条第1項や法第14条第12項などに規定されている。ここで、法第14条第1項や第6項のただし書きにある「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ」(古紙、くず鉄、あきびん類、古纖維。昭和46年10月16日環整第43号厚生省通知)を扱う者は許可不要とされ、法第14条第12項の対象となないので、専ら再生利用業者には処理基準が適用されず改善命令対象にはならない。ただし、命令対象が事業者や処理業者に限定されない措置命令や不法投棄罪の対象にはなる。

正解 (4)

改善命令というのは基準が適用なる人物に対して、「基準を守りなさい」と命じるのが、改善命令。だから基準が適用にならない人物には改善命令はかけることができない。

どうですか？皆さんは納得いきましたか。ん？納得がいかない？そうですよね。この機関誌のほとんどの読者は許可業者、または排出事業者だと思います。そういう、人達は改善命令の対象になるのに、専ら再生処理業者は改善命令の対象にはならない。なんか不公平な感じがしますよね。なぜそんな状態になっているのか？と推察するに、おそらく「専ら再生処理業者」はこれまで、そう大きな問題を起こして来なかつたからだと思います。ちなみに、「専ら再生処理業者」と似ていますが、家電製品などの「無許可不用品回収業者」が社会問題になりました。有価物しか扱っていない場合は、廃棄物処理法の対象にならず、しかしながら保管状態が悪く火災などが頻発する事態が起きました。そこで平成29年の法改正により、有害使用済機器という制度が創設されました。それでは、その有害使用済機器から問題を出してみましょう。

Q、有害使用済機器に関する記述として、正しいものはどれか

- (1) 「有害使用済機器」とは「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場

～廃棄物処理問題～

合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの」とされているが、具体的には家電リサイクル法で規定されている4品目と小型家電リサイクル法で規定されている28品目である

- (2) 「有害使用済機器」には、その製品の附属品であるACアダプターやリモコンは含まれない
- (3) 有害使用済機器として、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象となる機器が規定されているが、家庭用機器に限定され、業務用機器はすべて除外されている
- (4) 市民から排出された有害使用済機器について、当該機器の保管を業として行おうとする者は、市町村長に届け出なければならない
- (5) 有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者は、事業を開始した後10日以内に、当該区域を管轄する都道府県知事等に届け出なければならない

【解説】

(1) 法第17条の2では「有害使用済機器」は、「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」と規定されている。これを受け、政令第16条の2で「有害使用済機器」として32品目を規定しているが、具体的には、

- ①家電リサイクル法で規定されている4品目
- ②小型家電リサイクル法で規定されている28品目

である。したがって、(1)が正しい。

(2) 政令第16条の2では、有害使用済機器は「法第17条の2第1項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。」と規定されており、「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（第1版）」（平成30年3月）では、附属品としてACアダプターやリモコンが示されている。

(3) 有害使用済機器は、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象となる機器など32品目が政令第16条の2に規定されているが、「一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するもの」とされており、業務用であっても一般消費者が通常生活の用に供する機器と同様の構造を有するものは有害使用済機器となる（現場での判断が容易でない機器は業務用も対象）。

(4) 廃棄物が一般国民から排出された場合は、事業活動を伴わずに排出されたと解釈され一般廃棄物となり、処理業の許可等その所管は市町村となるが、有害使用済機器に関しては、法第17条の2第1項の規定により、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者（「有害使用済機器保管等業者」という）が届け出なければならないのは都道府県知事等となる。

(5) 有害使用済機器の保管等の届出は、有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業を開始する日の10日前までに行うものと規定されており、「開始した後10日以内」ではない。

正解 (1)

ちょっとマニアックになりましたか。それに文章が長いですね。じゃ、宿題はちょっと方向性を変えて、しかも文章の短いもので。

宿題Q



次のうち、土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、もしくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を通報するように努めなければならないとされている相手は誰か。

- (1) その廃棄物が産業廃棄物である場合は都道府県知事
- (2) 産業廃棄物と一般廃棄物が混在している場合は環境大臣
- (3) その廃棄物が一般廃棄物である場合は市町村長
- (4) 都道府県知事と市町村長ともに通報しなければならない
- (5) 都道府県知事又は市町村長どちらでもよい

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
——コラム——

○職場における化学物質等の管理のあり方

厚生労働省は、2021年7月「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」をとりまとめ、公表しました。

この報告書は、労働者の健康保護のための化学物質規制体制を、個別法から自立的な管理に見直すという、重要な方向転換を示しています。国際的な規制動向、規制対象外の物質による労働災害発生などを考慮し、より広範で効率的な管理を行う目的です。厚生労働省は、この報告書を受けて、速やかに労働安全衛生法に基づく関係法令の改正の検討を進める方針とのことです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19931.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000807803.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年10月25日掲載)

○2022年4月施行・改正自然公園法

自然公園法は、国立公園などの風景地保護と利用増進を図る法律です。

日本の豊かな自然、温泉、観光地などは、日本全体及び地域社会にとって重要な資源です。そこで、今回の改正では国立公園等の魅力を高めるため、地元市町村やガイド事業者が体験型アクティビティを容易に企画できる体制を整えることになりました。また、景観を損ねる廃屋の撤去、利用しやすい施設の充実なども、より柔軟な手続きで行うことができるようになります。観光業界はコロナ禍により大きな打撃を受けていますが、ワクチン接種が進んでいるため、紅葉の季節には旅行も自由にできそうです。

http://www.env.go.jp/nature/2021/08/19/http://pwcms.env.go.jp/nature/29.html%20/mat01_01.pdf

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年10月18日掲載)

○プラスチック新法の法律施行令案等・パブリックコメント募集

2021年10月8日から、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令等についてパブリックコメント募集が開始しました。

この法律は、プラスチック使用製品の設計変更、使用削減、自主的回収等を促進する重要な法律です。来年4月に予定されている法施行に向けて、政省令の案が公表されました。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195210039&Mode=0>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年10月11日掲載)

○環境影響評価法施行令改正に伴う省令改正に関するパブリックコメント

再生可能エネルギーを促進するうえで、環境アセスメント法の手続きが阻害要因になっているのではないかという指摘があります。

そこで、環境影響評価法施行令を改正し、環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる第一種事業の規模を「1万kW以上」から「5万kW以上」に、第二種事業の規模を「0.75万kW以上1万kW未満」から「3.75万kW以上5万kW未満」に引き上げる措置を講じることが予定されています。今回のパブリックコメントは、移行期間の経過措置に関する省令が制定するためのものです。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121084&Mode=0>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000224690>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年10月4日掲載)

～相談事例～

- こんな時、どうするの？ 1 コーヒーかすで作った容器
2 工場で使用していた通い箱を自宅で利用
3 事務所の紙の燃え殻は、一廃か産廃か



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

郊外で飲食店を経営しているものです。週末、自社の庭を利用してバーベキュー大会を計画しています。その際、コーヒーかすを原料にして作った容器を利用する予定ですが、使用したこの容器は産業廃棄物に該当しますか、それとも一般廃棄物ですか。産業廃棄物だとすると品目は何になりますか。また、どのように処理したら良いですか。

(回答 1)

コーヒーかすが産業廃棄物になったとすれば、動植物性残さに該当します。しかし、産業廃棄物に該当する動植物性残さは、業種が食品製造業、医薬品製造業及び香料製造業に限定されており、飲食業は該当いたしません。従いまして、バーベキュー大会で利用した食器は一般廃棄物に該当します。具体的な処分方法については、市町村にご相談ください。

(照会 2)

夫が勤務していた工場で使用していた通い箱をもらってきて自宅で利用していましたが、これを処分したいのですがどうしたら良いですか。ちなみに、通い箱はプラスチック製です。

(回答 2)

勤務していた工場で使用していたものをもらい受け、自宅で利用していましたので、もらい受けた時点では有価物という整理になると思います。自宅で使用していくことによって不要になつたので一般廃棄物に該当します。具体的な処分方法については、市町村にご相談ください。

(照会 3)

会計事務所を経営しており、個人情報が書いてある文書を敷地内にある焼却炉で焼却しております。この焼却炉は市役所に届け出されている適法の焼却炉です。焼却した燃え殻がたまってきたので、処分したいと思いますがどうしたら良いですか。

(回答 3)

産業廃棄物に該当する紙くずは業種が限定されており、会計事務所で不要になつた紙くずは、一般廃棄物に該当します。従いまして、一般廃棄物を焼却しても一般廃棄物には変わりありませんので、処分については市町村にご相談ください。ちなみに、紙くずが産業廃棄物に該当する業種は、建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くずになります。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコ事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（11月10日現在、11件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

～ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業～

ごみ処理施設を 見学してみよう！



行って
見て
よく分かる



見学希望に
合わせて
提案・調整



見学先で
エスコート

～ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業について～

「ごみ処理施設」を直接見学し、ごみ処理やりサイクルについて理解を深めていただくため、県が、見学希望に合わせた見学先の提案・調整、見学先でのエスコートを行います。

申込方法など、詳しくは裏表紙を御覧ください。

ぼくも見学に
いきたいまる★



問合せ先

栃木県 環境森林部 資源循環推進課

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁11階

TEL:028-623-3228 FAX:028-623-3113



主催 栃木県・(公財)栃木県環境保全公社・(公社)栃木県産業資源循環協会

いろいろな種類のごみ

① リサイクル施設

ごみを種類ごとに分けたり、処理・加工して、再び資源（原材料など）に生まれ変わらせるごみ処理施設

- 使い終わったペットボトルを、プラスチック原料にリサイクル



- 生ごみや下水汚泥を、肥料（たい肥）にリサイクル



- 廃家電を、金属製品やプラスチック製品の原料にリサイクル



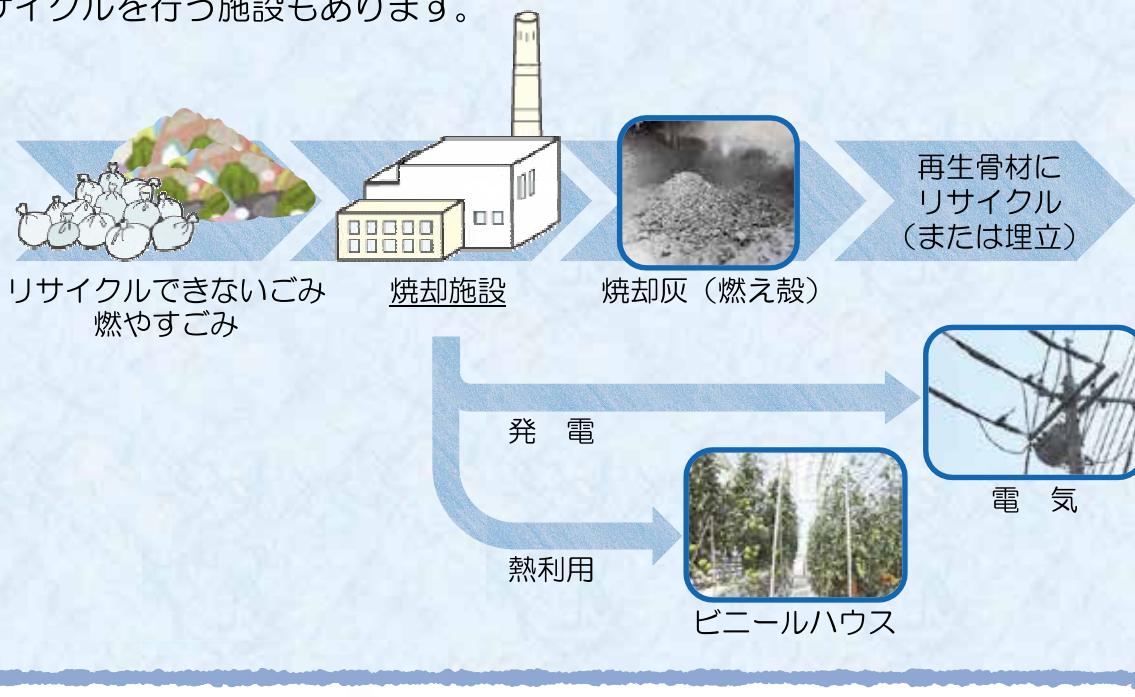
- 建設現場で出る柱やコンクリートのがれきを、燃料や建築資材にリサイクル



処理施設があります

② 焼却施設

リサイクルできないごみを、焼却処理するごみ処理施設
焼却の際に発生する熱エネルギーを回収して発電や熱利用などのサーマルリサイクルを行う施設もあります。



③ 最終処分場

リサイクル（サーマルリサイクルも含む）できないごみを、最終的に埋め立てるごみ処理施設



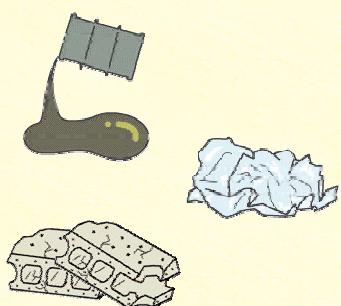
最後は安全に埋め立てるまる★★



【コラム】産業廃棄物ってどんなごみ？

産業廃棄物には、私たちが日頃使うものを製造する工場から出る廃油やプラスチックごみ、道路工事や建物解体で出るがれき類などがあります。

このように、産業廃棄物は、私たちにとても関わりが深いごみです。



申込みから見学まで

- 1 見学希望日の30日前までに郵送、FAX又はEメールでお申し込みください。

郵送又はFAXの場合

申込書に必要事項を記入し、下記に送付（送信）してください。

▶ 郵送先 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
栃木県 環境森林部 資源循環推進課 施設見学申込み窓口
▶ FAX送信先 028-623-3113

Eメールの場合

「参加者の氏名（ふりがな）・電話番号・居住市町・年齢・性別、代表者及び代表者の連絡先（電話番号・メールアドレス・住所）及び見学希望（日時・見学先など）」を本文に記載し、下記に送信してください（件名は「施設見学申込み」で）。

▶ Eメール送信先 puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

※見学先一覧は、別紙又は栃木県ホームページでご覧いただけます。

ごみ処理施設見学コンシェルジュ

検索



- 2 申込受付後、県は、申込みの内容に合わせて見学先と調整します。
調整結果（見学先候補、日時など）を、県から申込み代表者に連絡します。
⇒見学先・見学日時を決定。
- 3 見学当日までに、県は、当日のスケジュール（集合時間、見学施設までの案内図、見学スケジュール）を作成し、申込み代表者に連絡します。
- 4 見学当日！見学施設で皆様の到着をお待ちしています！

注意事項

- ・小学4年生以上対象。小学生には引率者が必要。
- ・1グループ5名以上（最大20名程度）から受付。
- ・見学当日までに、傷害保険等の加入をお願いすることになります（各自対応）。
- ・動きやすい服装、靴を着用ください。雨具は各自持参。
- ・ヘルメット着用が必要な場所では、県が用意するヘルメットを着けていただきます。
- ・見学先の定期修繕などにより、見学日時の御希望に添えないことがあります。
- ・安全面に十分気をつけて見学をご案内いたしますが、ごみ処理の作業の性質上、見学時に大きな音、臭い、ほこり等が一定程度発生する場所があります。
- ・見学先での写真撮影は、見学先の指示に従ってください（企業秘密保持のため、撮影不可の場合もあります）。
- ・申込書に記載された個人情報は、見学先の予約等、本事業の実施のために利用します。
- ・新型コロナウイルス対策として、マスク着用を原則とし、当日の検温を行います。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、見学の受入がキャンセルとなる場合があります。



見学先一覧（五十音順）

～ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業～
【令和3（2021）年10月現在】

No.	見学先施設名	所在地	施設概要	種類*
1	鹿島道路(株)	壬生町	廃コンクリート、廃アスファルトリサイクル	①
2	住友大阪セメント(株) 栃木工場	佐野市	産業廃棄物の焼成・焼却（マテリアル・サーマルリサイクル）、バイオマス発電	②
3	(株)セルクリーンセンター	宇都宮市	産業廃棄物の中間処理（焼却）	②
4	(株)ダイセキ 関東事業所	佐野市	廃油リサイクル（再生重油製造）	①
5	東武商事(株) 那須総合リサイクルセンター	那須塩原市	産業廃棄物の焼却（サーマルリサイクル）・中和・脱水・破碎	① ②
6	那須高原リサイクルパーク(株)	那須塩原市	木くずリサイクル（チップ化）、産業廃棄物の破碎・圧縮	①
7	(株)日環 日環リサイクルワールド	壬生町	産業廃棄物の破碎・固体化・溶融・圧縮・減容・破碎分別	①
8	メルテック(株) 小山工場	小山市	焼却灰等の溶融固化（溶融スラグ・溶融メタル製造）	①
9	(株)安住 黒磯第四処分場	那須塩原市	産業廃棄物の安定型最終処分場	③
10	(株)吉川油脂 本社工場	佐野市	廃食用油リサイクル（飼料化、工業化、燃料化）	①
11	渡辺産業(株) 渡辺産業リサイクルプラント	日光市	一般廃棄物・産業廃棄物の固体化（再生碎石製造）	①

*種類の①～③は、リーフレット中面の①～③です。

*新型コロナウイルス感染防止の観点から、受入人数に上限を設ける場合があります。

さらに詳しい見学先情報は、栃木県ホームページからご覧いただけます。

栃木県ホームページ

>ごみ処理施設見学コンシェルジュ
>見学先一覧『見学先シート』

ごみ処理施設見学コンシェルジュ

検索



見学申込書

宛先) 栃木県環境森林部資源循環推進課 (FAX: 028-623-3113)

◆申込み代表者

氏名(ふりがな)	
連絡先	電話番号
	メールアドレス
	住所

※連絡先は、日中連絡がつく電話番号等を記載してください。

◆希望する見学内容(□のうえ、必要事項を記載)

見学希望日	<input type="checkbox"/> 年月日(曜日) <input type="checkbox"/> 年月上旬・中旬・下旬	※申込日の30日後以降としてください。
見学時間	<input type="checkbox"/> : ~ : (程度) <input type="checkbox"/> 午前・午後・いずれも可	※見学時間の目安は見学先シートで確認してください。
見学先	<input type="checkbox"/> 第1希望: No. (施設名) <input type="checkbox"/> 第2希望: No. (施設名) <input type="checkbox"/> 第3希望: No. (施設名)	
栃木県からの出前講座 ※20分程度	【講座名】循環型社会を目指して(出前講座No.183) 『3R』について、各種リサイクル制度、県の取組や日常生活での実践例を紹介 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	

◆見学者

No.	氏名(ふりがな)	電話番号	年齢	No.	氏名(ふりがな)	電話番号	年齢
		居住市町	性別			居住市町	性別
1				6			
			男・女				男・女
2				7			
			男・女				男・女
3				8			
			男・女				男・女
4				9			
			男・女				男・女
5				10			
			男・女				男・女

※1足りない場合はコピーなどにより追加してください。

※2新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合は、保健所等の公的機関に情報提供します。

※3マスク着用必須。接触確認アプリ(COCOA)の事前登録にご協力ください。

※4実施期間について1月末以降を希望する場合は、別途施設側と調整させていただきます。

令和3(2021)年度受付期限:12月24日まで(必着)

※実施期間:令和4(2022)年1月末実施まで*4。毎月5組まで(先着)



令和3(2021)年10月

気候変動の影響で 勢力を増す台風

環境省は、令和3(2021)年7月に、「気候変動による災害甚大化に関する影響評価（中間報告）」を発表しました。今後さらに地球温暖化が進行した世界で、令和元年東日本台風が発生したとすると、被害（災害）はより大きくなると予想しています。

環境省の「気候変動による災害甚大化に関する影響評価」では

地球温暖化が進行した気候条件における「台風の中心気圧や雨量、風速、それによる洪水や高潮への影響」についてシミュレーションしました。

- ◆ 積極的な緩和策に取り組み、気温上昇を2°Cに抑えられた場合
- ◆ 現状を超える緩和策が行われず、気温が4°C上昇した場合

どちらの条件でも、現在よりも強度が増し、関東・東北地方に、より多くの雨をもたらす結果になりました。

地球温暖化で

- ◆ 気温が上昇 ◆
大気中の水蒸気量が多くなる！
- ◆ 海水温度が上昇 ◆
海から水蒸気が台風に供給されやすい！

ことが要因と考えられます。

令和元年東日本台風の被害

宇都宮地方気象台によると、台風が本県を直撃した10月12日の日降水量は、県内13地点で観測史上最大値を記録しました。県内40河川67箇所の決壊・越水、112箇所の土砂崩れ等、県民の生命や財産に大きな被害をもたらしました。

秋山川の堤防決壊（佐野市）

- ◆ 気温が2°C上昇した世界
降水量は、平均して 6%増
河川のピーク流量（最大流量）は、平均して 15%増
- ◆ 気温が4°C上昇した世界
降水量は、平均して 22%増
河川のピーク流量（最大流量）は、平均して 29%増

地球温暖化の影響は既に現れ始めている！

経験したことのない大雨への備え～気候変動適応～



これからも起こりうる「経験したことのない大雨」から自分たちの身を守るためにには、災害が起こることを想定して、ハザードマップの確認やマイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成など、「事前の備え」をすることが、より一層求められています。



栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

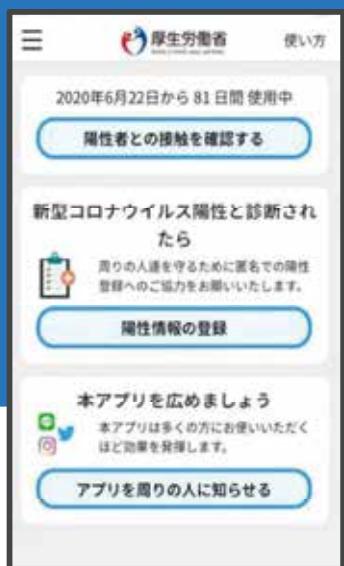
その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)



新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ (略称 : COCOA) COVID-19 Contact Confirming Application



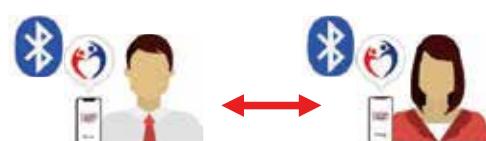
*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します

※記録は14日経過後に無効となります

※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません

※Bluetoothをオフにすると情報を記録しません

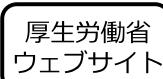
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室

新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向けQ&A

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することではなく、記録することもありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者の感染可能期間で、最大過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センター等の連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたら、アプリで登録しなかつたらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センターなどの連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

～お金のはなし（足利銀行）～

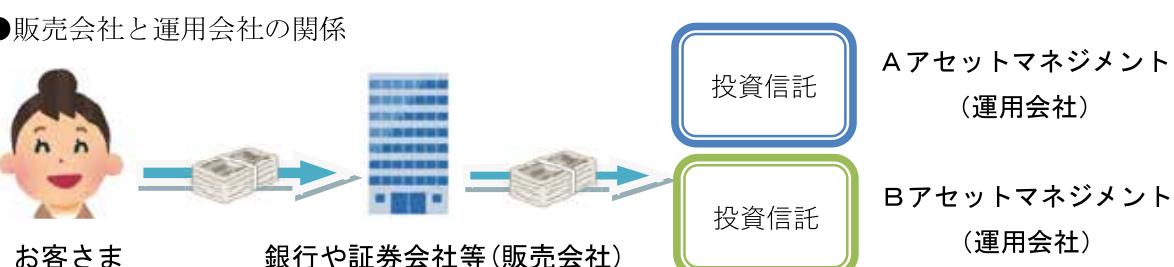
お金のはなし（第3回 投資信託の仕組み 役割分担と口数）

【3つの会社の役割分担】

預貯金は基本的にその金融機関で「自己完結」する金融商品であり、その金融機関の名前が入った通帳が発行される場合が多いです。ですが投資信託は、銀行等で売ってはいても、銀行等の「自社商品」ではありません。

投資信託は、3つの会社が分担して「得意なことにそれぞれ専念する仕組み」の商品です。A銀行やB証券で販売している投資信託も、運用はその銀行や証券会社でなく、別の企業である「運用会社」が行っています。街の家電量販店が、複数のメーカーのテレビを取り扱い、店頭に並べて販売している関係と考えれば分かりやすいかもしれません。A銀行やB証券の担当者は、**お客さまの商品選びの手助け**をします。そして、投資信託の場合はテレビより重要な、**販売後のアフターケアの窓口**となります。

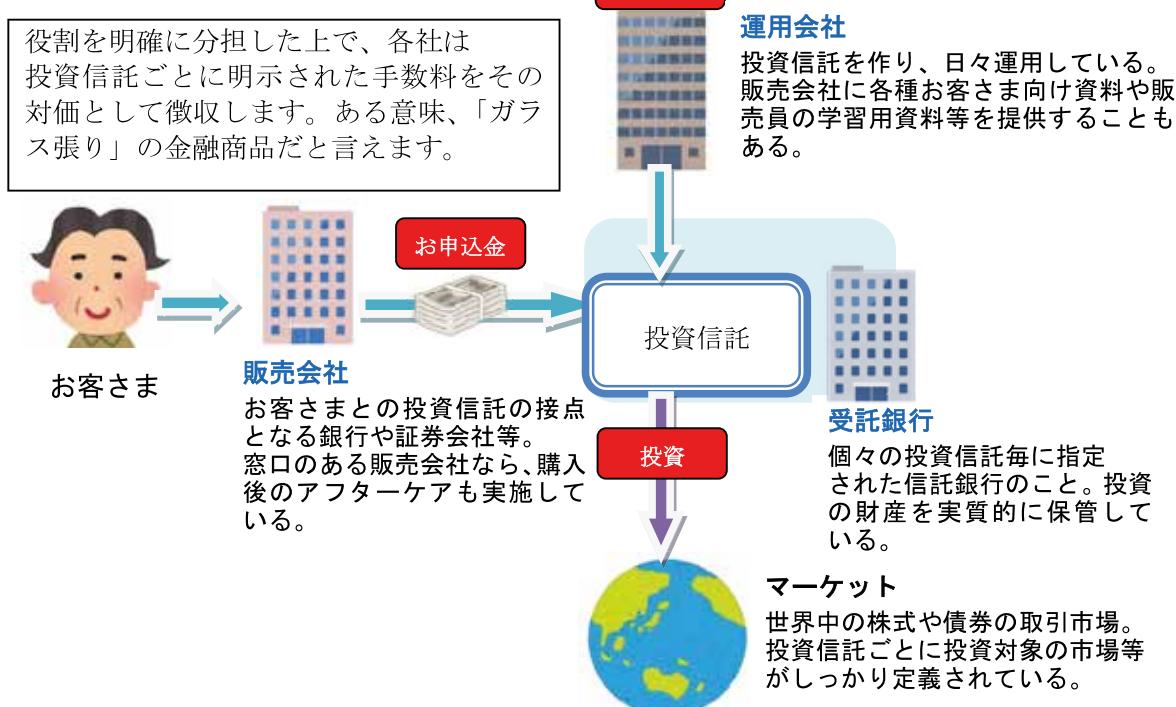
●販売会社と運用会社の関係



※運用会社の社名に多い「アセット・マネジメント」とは、「資産（アセット）運用（マネジメント）」という意味。一部の会社を除き、投資家に直接販売することではなく、投資信託を作つて運用することに特化し、販売会社に販売とアフターケアを委託しています。

3社で役割分担をしている投資信託の仕組みは、お客さまのお金を適切に管理する仕組みであります。なぜならお客さまのお金は販売会社にも運用会社にもなく、投資信託ごとに指定された信託銀行の中に、信託銀行の財産とは分別して保全されているからです。

●投信に関わる3つの金融機関



～お金のはなし（足利銀行）～

【「口数」という考え方】

日々変わる「投資信託の値段（基準価額）」によって損益を把握するために、どうしても必要なのが「口数」です。

例えば100万円で基準価額10,000円の投資信託を買った人は、以下の例のように100万口を取得します。もし基準価額5,000円の投資信託ですと2倍の口数200万口となります。

●口数の考え方

$$\boxed{\text{購入金額}} \quad \div \quad \boxed{\text{基準価額}} \quad = \quad \boxed{\text{取得口数}}$$

例) 100万円 \div 10,000円 = 100万口

100万円 \div 5,000円 = 200万口

100万円 \div 12,500円 = 80万口

※基準価額は1万口当たりで表示する慣習があるため、取得口数を求める際には最後に10,000を掛けます。

※手数料等を考慮していません。

ここで大切なのは、取得時の口数の多い・少ないには「損得」の意味がないということです。

「口数が多く買えるからお得」というのは間違いです。積立投資信託を長く行う場合に、取得口数のより早い増加が後に有効に働く場合もありますが、購入時点の口数の多寡自体には、損得の意味はありません。

「購入時の基準価額がその後どれだけ上がるか」——それだけが運用成果を左右するのであって、変わらない取得口数はあくまで計算上の要素でしかありません。

買い増したり一部解約したり、決算時に出た分配金を自動的に繰り戻す（分配金再投資と言います）ことをしない限り、口数は変わりません。一方、投資信託の時価である「基準価額」は毎日変わります。

変わらない「口数」に、日々変動する「基準価額」。その掛け算が投資信託の時価評価です。

●投信の時価評価は2つの掛け算

$$\begin{array}{ccc} \text{取得} & \times & \text{時価} \\ \text{口数} & & \text{評価} \\ \text{基本的に変わらない} & & \text{日々変動する} \\ & & = \\ & & \text{今日の時点での資産価値} \end{array}$$

次回は、「投資信託の仕組み」として、「3×3のマス」と「基準価額とは」についてご案内予定です。

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧誘資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



～協会ニュース～

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業）令和2年度六次公募及び令和3年度五次公募「省CO₂型プラスチック高度リサイクル設備導入事業」について

【補助対象者】 民間事業者等

【補助対象設備】 省CO₂型プラスチック高度リサイクル設備導入事業

【補助率】 設備導入に必要な経費の1/2を補助

【公募期間】 令和3年11月2日（火）～令和3年12月3日（金）17時必着

【公募説明会】 説明会の予定はありませんが、公募内容について財団ホームページで動画配信を実施

【お問い合わせ】 公益財団法人廃棄物・3R研究財団 事業支援部

TEL 03-5638-7162 FAX 03-5638-7165 Email : r.koudoka-1@jwrf.or.jp

ー組織強化の推進についてー

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところですが、11月10日現在、正会員191社・賛助会員22社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

ー編集後記ー

総選挙が無事終わり、政権交代がささやかれた中、自民党が踏みとどまったと報道されています。栃木県に目を向けると、当政治連盟で推薦しました候補者は、皆様無事当選を果たされました。推薦依頼があった候補者には、産業廃棄物の理解促進をお願いしましたが、覚えていただいているかちょっと心配です。

さて、最近はスマートフォンで情報収集する方が多く、協会のホームページもセキュリティアップとスマートフォン対応に変更しました。併せて、協会のトップページのタイトルを、「静脈産業から動脈産業へ」と変更し、産業廃棄物処理業界のイメージアップと地位向上を図りました。一度、スマートフォンで協会のホームページを検索してみてください。皆様からのこうしたほうが良い、ここがダメ等のご意見・ご要望をお待ちしております。

ー事務局だよりー



☆10月12日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会 理事会がWeb会議において開催され、菊池会長が出席しました。

☆10月18日（月）

公益社団法人全国産業資源循環連合会 関東地域協議会 事務責任者会議がWeb会議において開催され、湯澤常務理事と中指事務局次長が出席しました。

☆10月18日（月）

公益社団法人全国産業資源循環連合会 関東地域協議会建設廃棄物対策委員会及び実務担当者会議がWeb会議において開催され、加藤・熊本委員兼実務担当者が出席しました。